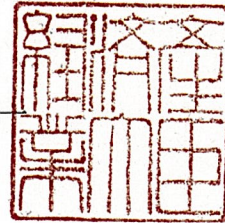


経済産業省

20141020 商第 11 号
平成 26 年 10 月 28 日

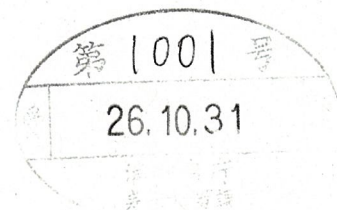
内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

経済産業大臣 宮沢 洋



家庭用品品質表示法第 3 条第 4 項及び第 5 項の規定に基づく要請

家庭用品の品質に関する表示の適正化を図るため家庭用品品質表示法第 3 条第 4 項及び第 5 項の規定に基づき、別紙のとおり表示の標準となるべき事項を変更することを要請します。



繊維製品品質表示規定に係る表示の標準となるべき事項の変更に関する要請について

I. 変更の要請の背景及び理由

家庭用品品質表示法（以下「家表法」という。）は、一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのないように、事業者に対し同法施行令で指定された家庭用品について品質に関する表示を適正に行うよう要請し、一般消費者の利益を保護することを目的に制定された法律である。繊維製品は同法の表示の対象製品であり、同法に基づく表示すべき事項（表示の標準となるべき事項）は「繊維製品品質表示規程（以下「繊維規程」という。）」として規定されている。

近年の消費者ニーズの多様化、市場の国際化の推進、商品の高度化等を背景に、繊維製品の表示の標準となるべき事項の見直しが必要であると考えられることから、家表法第三条第四項の規定に基づき、当該事項の変更を要請する。

II. 変更の概要

家庭洗濯等の取扱い方法の見直し

1. 背景

繊維規程における家庭洗濯等取扱い方法の表示は、JIS L 0217（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）によることとされている。JIS L 0217では、我が国独自の取扱い表示記号を採用していたが、市場のグローバル化等を背景に、1995年頃から、取扱い方法の表示に関する国際規格であるISO3758（繊維—記号による取扱い表示コード）との整合化の必要性が議論されてきた。しかしながら、ISO3758には、我が国の洗濯習慣上必要な記号（自然乾燥表示）や我が国で用いられている洗濯機（パルセータ型（縦型）洗濯機）による試験方法（ISO6330（家庭洗濯と乾燥試験方法））が規定されておらず、整合化にはこれらの課題の解決が必要であった。これらの状況を踏まえ、我が国からISOの改正提案（ISO3758：自然乾燥記号の追加等、ISO6330：パルセータ型洗濯機による試験方法の追加）を行い、ようやく平成24年4月に我が国からの改正提案が反映されたISO3758の改訂版が発行され、整合化における課題の解決が図られた。

このような状況を受け、ISO3758改訂版に整合したJIS及び当該ISOに関する試験方法規格（ISO6330等）に対応したJISの制定原案を策定すべく、平成23年度より、一般社団法人繊維評価技術協議会を事務局として繊維関連業界、クリーニング業界、消費者などの関係者で構成するJIS原案作成委員会が設置され、平成25年度にはJIS L 0001（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）等家庭洗濯取扱い方法の表示に関するJIS制定原案が策定された。その後、日本工業標準調査会（JISC）における審議を経て、平成26年10月20日に当該JISが公示されたところである。

(ISOとJISの比較)

ISO	JIS
ISO 3758 (繊維—記号による取扱い表示コード)	現行 JIS L 0217 (繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法) 新規 JIS L 0001 (繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法) (ISO 3758に整合)
ISO 6330 (家庭洗濯と乾燥試験方法)	新規 JIS L 1930 (家庭洗濯・乾燥試験方法)
ISO 3175-1~4 (繊維製品の商業クリーニング試験方法)	新規 JIS L 1931-1~4 (繊維製品の商業クリーニング試験方法)

ISO 3758に整合化したJISに基づく取扱い表示記号を使用することによって、取扱い表示の種類が増え(従来の22種から41種に増加)、繊維製品の取扱いに関するきめ細かな情報提供が可能となり((例)家庭用乾燥機の普及を反映した乾燥機による取扱いの表記等)、さらに、取扱い表示が国内外で統一されることによって海外における商品購入時等における利便性向上にもつながると考えられることから、JIS L 0001に基づく取扱い表示記号を繊維規程における家庭洗濯等取扱い方法に関する表示とし、その表示の義務化を図っていくことが適切であると考えられる。

2. 改正概要

(1) 第二条第三項関係

同項は、取扱い表示の範囲を規定したものであるが、上記のとおり、ISO 3758に整合したJIS L 0001に規定する取扱い表示記号を同項の取扱い表示とするために変更を行った。これによって、国際的に整合した取扱い表示記号が義務表示として位置づけられることとなる。なお、現行規定では「取扱い絵表示」とされているが、JIS L 0001では、「絵表示」ではなく、「記号(JIS L 0001 3.1)」として規定されていることから、同項においても「取扱い表示」とした。

(2) 第三条第二号関係

(1)と同様にJIS L 0217をJIS L 0001に変更するものである。また、当該表示をする際の試験法については、JIS L 0001の附属書Aに記載されているため、同号においても表示を選択する際の試験法として規定することとした。この場合の試験については、現行規定と同様に、すべての繊維製品について表示に当たって必ず附属書Aに記載する試験をしな

ければならないとするのではなく、当該繊維製品に使用された主要素材の諸性能が十分把握できていて試験結果が当然に予測される場合、過去の技術情報の蓄積から当然に試験結果が予測できる場合等で「意味に適合する記号」が表示可能な場合には、試験の省略を可能とすることを前提とすることが妥当であることから、「・・附属書Aの表A. 2から表A. 8までに掲げる試験方法により得られた結果又はこれと同等のものに基づき、・・・」と規定した。

(3) 第七条の二第一項関係

(1)と同様、「取扱い絵表示」を「取扱い表示」に変更するものである。

(4) 第九条第四項関係

現行規定で引用するJIS L 0217の4. 2では取扱い絵表示に関する文字等の付記方法については具体的に規定がなされていたが、JIS L 0001では表示者が必要に応じて柔軟に付記用語を任意に表示することとされている(4. 6)。製品の多様化等を背景に、その付記用語については、表示者が必要に応じて柔軟に表示できるようにした方が消費者へ正しい情報伝達という観点から適当であると考えられることから、繊維規程においても、付記用語の表示及びその方法は表示者にゆだねることとし、同項を削除することとした。

(5) 別表第七(第七条の二関係)関係

第三条第二号においてJIS L 0001の記号を取扱い表示記号として規定したことに伴い、変更するものである。

III 施行日について

今回改正する家庭洗濯等取扱い方法の表示(JIS L 0001)は、従来使用していた絵表示(JIS L 0217)から大きく異なり、その記号の数も増加することから、義務化にあたっては消費者、表示者への十分な周知が必要である。また、繊維製品は季節商品が多いことから、新たなシーズンに対応する商品から新しい表示への切り替えが可能となる施行のタイミングを設定することが、消費者、表示者にとってもメリットが大きいと考えられる。したがって、以下を配慮した施行日の設定が必要と考えられる。

1. 十分な周知・準備期間の確保

改正繊維規程の告示後、1年半から2年程度の周知・準備期間の確保。

2. 季節商品の投入時期との整合

上記を踏まえ、附則については、以下のとおり規定することを要請する。

(附則)

1 この告示は平成二十八年十二月一日から施行する。

2 この告示の施行前にされた繊維製品の品質に関する表示については、改正後の繊維製品品質表示規程の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○ 繊維製品品質表示規程の一部を改正する告示案 新旧対照条文
 繊維製品品質表示規程（平成九年十月一日 通商産業省告示第五百五十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（表示事項） 第一条（略）</p> <p>（定義） 第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この規程において「<u>取扱い表示</u>」とは、日本工業規格L〇〇〇〇 一（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）の 3に規定する記号をいう。</p> <p>4（略）</p> <p>（遵守事項） 第三条 第一条に規定する表示事項の表示に際して、製造業者、 販売業者又は表示業者（以下「表示者」という。）は、その品 質を適正に表示するような方法を用いることとし、輸出すべき 繊維製品に表示する場合を除き、特に次の事項を遵守するもの とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕 上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱い方法（以 下「家庭洗濯等取扱い方法」という。）の表示については、 取扱い表示を用いて、日本工業規格L〇〇〇〇一の4・1及び</p>	<p>（表示事項） 第一条（略）</p> <p>（定義） 第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この規程において「<u>取扱い絵表示</u>」とは、日本工業規格L〇二二 一七（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法） の2・2に規定する記号をいう。</p> <p>4（略）</p> <p>（遵守事項） 第三条 第一条に規定する表示事項の表示に際して、製造業者、 販売業者又は表示業者（以下「表示者」という。）は、その品 質を適正に表示するような方法を用いることとし、輸出すべき 繊維製品に表示する場合を除き、特に次の事項を遵守するもの とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 家庭における洗ひ方、塩素漂白の可否、アイロンの掛け方、 ドライクリーニング、絞り方及び干し方に関する取扱い方法 （以下「家庭洗濯等取扱い方法」という。）の表示について は、取扱い絵表示を用いて、日本工業規格L〇二二七の4・</p>

4・4に規定するところによること。この場合においては、日本工業規格L〇〇〇一の附属書Aの表A・2から表A・8までに掲げる試験方法により得られた結果又はこれと同等のものに基づき、適正な取扱い表示を選択すること。

三〇五 (略)

第四条〳第七条 (略)

(はっ水性に関する特例)

第七条の二 第二条第四項に規定する試験をする場合において、別表第七の上欄に掲げる取扱い表示を表示する繊維製品については、同表の下欄に掲げる処理を省略することができる。

2 (略)

第八条 (略)

(用語等の制限)

第九条 (略)

2・3 (略)

(削除)

4 第三条第三号又は第七条の二の規定による表示がなされていない場合は、はっ水性を表わす用語及びレインコート等のはっ水性を必要とする繊維製品である旨の用語を用いてはならない。

別表第一 (第一条関係) 〳別表第六 (第六条、第七条関係) (略)

1及び4・3に規定するところにより表示すること。この場合において、同規格の2・2の表1 (洗い方(水洗い))の番号一〇一の記号を用いるときには、当該記号中の数字は当該繊維製品が耐えることのできる液温である旨を付記すること。

三〇五 (略)

第四条〳第七条 (略)

(はっ水性に関する特例)

第七条の二 第二条第四項に規定する試験をする場合において、別表第七の上欄に掲げる取扱い表示を表示する繊維製品については、同表の下欄に掲げる処理を省略することができる。

2 (略)

第八条 (略)

(用語等の制限)

第九条 (略)

2・3 (略)

4 第三条第二号の規定による表示のほかに、家庭洗濯等取扱い方法に関する用語又は記号を付記する場合は、日本工業規格L〇二一七の4.2に規定するところによらなければならない。

5 第三条第三号又は第七条の二の規定による表示がなされていない場合は、はっ水性を表わす用語及びレインコート等のはっ水性を必要とする繊維製品である旨の用語を用いてはならない。

別表第一 (第一条関係) 〳別表第六 (第六条、第七条関係) (略)

別表第七（第七条の二関係）

<p>一 日本工業規格L〇〇〇一の3・2の表1 （洗濯処理の記号）の記号番号一〇〇及び 3・6の表7（ウエットクリーニング処理 の記号）の記号番号七〇〇の取扱い表示</p>	<p>水洗い処理</p>
<p>二 日本工業規格L〇〇〇一の3・6の表6 （ドライクリーニング処理の記号）の記号 番号六二〇又は六二一の取扱い表示</p>	<p>石油系法ドラ イクリーニン グ処理</p>
<p>三 日本工業規格L〇〇〇一の3・6の表6 （ドライクリーニング処理の記号）の記号 番号六一〇又は六一一の取扱い表示</p>	<p>パークロロエ チレン法ドラ イクリーニン グ処理</p>
<p>四 日本工業規格L〇〇〇一の3・6の表6 （ドライクリーニング処理の記号）の記号 番号六〇〇の取扱い表示</p>	<p>パークロロエ チレン法ドラ イクリーニン グ処理及び石 油系法ドライ クリーニン グ処理</p>

別表第七（第七条の二関係）

<p>一 日本工業規格L〇二二七の2・2の表1 （洗い方（水洗い））の番号一〇七の取扱 い絵表示</p>	<p>水洗い処理</p>
<p>二 日本工業規格L〇二二七の2・2の表4 （ドライクリーニング）の番号四〇一の取 扱い絵表示</p>	<p>石油系法ドラ イクリーニン グ処理</p>
<p>三 日本工業規格L〇二二七の2・2の表4 （ドライクリーニング）の番号四〇二の取 扱い絵表示</p>	<p>パークロロエ チレン法ドラ イクリーニン グ処理</p>
<p>四 日本工業規格L〇二二七の2・2の表4 （ドライクリーニング）の番号四〇三の取 扱い絵表示</p>	<p>パークロロエ チレン法ドラ イクリーニン グ処理及び石 油系法ドライ クリーニン グ処理</p>